

アメリカの法律で入国させないことになっているがアメリカ軍人の配偶者などに関しては例外の規定もある（抄訳）」と回答している。

また、外国籍ではないが、日本本土とは占領形態が違った沖縄と奄美諸島地域の患者については、移送について特別な配慮が必要であったため、PHWは公的な手続きなどに関与していた。1948年には、6人の沖縄在住患者を本土へ引き揚げることについて **Memorandum for record** が、1951年には琉球諸島から日本本土へのらい患者の移送についての書簡と同申請書が保管されていた。他にも沖縄のらい病患者の引き上げについての **Memorandum for record** が保管されていた。

7. その他

その他にも、上記分類に属さない史料が確認されたので以下に列举しておく。

- ・厚生省のらい対策方針に関する書簡及び添付資料（療養所一覧表など）
- ・海兵隊病院のアメリカ人入院患者からのマッカーサー元帥宛ての嘆願書
- ・Hornbostel からのらい患者への援助に関する嘆願書について
- ・熊本県らい対策協会からのらい対策事業の資金に対する寄付を集めることに関する許可願い
- ・厚生省のらい対策方針
- ・Wilbar (Board of Health, Territory of Hawaii) 宛ての書簡。日本政府がらい病に関する法律の改正を考えているので、Hawaii におけるハンセン病関係の法律のコピーを送ってほしい。
- ・Sams 宛ての書簡。貴殿の10月12日付けの書簡に、Dr. Wilbar に代わって返事をする。ハンセン病に関するハワイの法律のコピーを送付する。
- ・Lee 宛ての書簡。ハワイのらい病対策に関するプログラムを受け取った。
- ・高校生がらい療養所の見学をした。
- ・Mr. Boria より Tama Zensei-en のらい病患者の写真の撮影許可願いがあった。撮影は許可するが、誤解や通訳の間違いがあるといけないので、必ず事前に患者から同意をとりつけるように指示した。
- ・Mr. Morrow への返信。Hansen's disease について
- ・故貞明皇后を記念したらい患者に対する援助資金の調達について

三 GHQの対日ハンセン病政策

GHQの公衆衛生福祉局（PHW）の最大、かつ喫緊の関心事は、結核、赤痢・チフスなどの消化器系感染症、それに性病の予防にあった。杉山章子が指摘するように、占領政策における「医療にまず課せられた課題は、占領軍の健康の維持、社会不安の除去と治安維持のための疾病予防といった占領政策実施のための基盤整備であり、「占領軍に直接影響ある性病や急性伝染病については、迅速で徹底した対策が講じられた、慢性伝染病への対応は遅れがちであった」（杉山章子『占領下の医療改革』、勁草書房、1995年）。

結核は、戦後の劣悪な衛生環境のもと大勢の患者の発生が予測され、PHWも取り組みを重視せ

第四 1953年の「らい予防法」

ざるを得なくなり、また、性病についても、RAA（特殊慰安施設協会）や街娼をとおしてアメリカ将兵への感染が激増したため、やはり PHW は予防策に奔走するが、絶対隔離下にあるハンセン病については、急激に患者が大量発生するという心配は少なかった。したがって、相対的に見て、ハンセン病に対する PHW の関心が薄かったことは否定できないが、GHQ 文書中の PHW の“Leprosy-Japan” 所収の資料、および関連する資料を詳細に検討した結果、以下のような結論に至った。

PHW は、1949（昭和 24）年 6 月 11 日、アメリカ太平洋陸軍総司令部幕僚部高級副官部に対する報告のなかで「ハンセン病は日本では重要な衛生上の問題ではない」と断言し、その理由として「公的に維持された施設への隔離、補足的な食料の配給、治療におけるプロミンのような近代的な薬品の使用を含む近代的管理法は有効である」と述べている。この報告では、PHW は隔離政策の成果を認めている。局長の Sams も、1949（昭和 24）年 9 月 16 日付 Wade 宛ての書簡において、光田健輔を「まだ会見したことはないが、彼は一流の人物であり、権威として日本人に受け止められている」と高く評価、さらに 1950（昭和 25）年 6 月 6 日付 MacNinch 宛ての書簡のなかで、日本の国立ハンセン病療養所について「どんな地域も入院治療ができなくて苦しまないように戦略的に配置されている」と、満足している。

このような、PHW および Sams の日本型隔離肯定論の背景には、プロミンの普及への期待があった。すなわち、1950（昭和 25）年 5 月 5 日付の Etter 宛書簡になかで、Sams は次のように述べているからである。

ついでながら、日本政府は、今、未収容のハンセン病患者を治療するためにベッドを増やすよい計画を持っている。1950 年代に新しいハンセン病療養所の設立と現在の施設の拡大とをとおして 2050 までのベッドを増やすことが期待される。加えて、1950 年の計画はすべての未収容ハンセン病患者にプロミンをともなった治療を要求している。この計画は昨年開始され、現在までこの薬の使用においてたいへんよい結果が得られている。プロミンをともないハンセン病療養所で役に立つ自由な治療が過去も現在もそのような施設に入ったことのない重症者を救うことが期待できる。

結核・赤痢・性病への対応に迫られる PHW および Sams は、患者を隔離したうえで、プロミンを投与すれば、日本のハンセン病問題は解決し得るという現実的判断から、隔離政策のもたらす人権侵害については重視しなかったとすることができる。

「民主化」のもとでハンセン病患者の人権への配慮がなされなかったことについては、同時期、アメリカの軍政下に置かれた奄美・沖縄におけるハンセン病政策を考察すれば、理解できよう。アメリカ軍政下の奄美・沖縄で、ハンセン病患者がアメリカ軍により強制隔離された事実については、本報告書・第十六「沖縄・奄美地域におけるハンセン病問題」を参照。奄美・沖縄の状況を考えれば、同時期に「本土」において占領政策の一環として GHQ が日本型隔離を肯定する政策を実施したことは納得できよう。

次に、GHQ が隔離政策を容認した理由は、もうひとつあったと考えられる。それは、療養所にお

ける入所者の自治会運動の動向への警戒である。それに関する資料は、星塚敬愛園に所蔵されている一連の文書類のなかにある。

戦後の自治会の全国組織結成をいち早く呼びかけていた星塚敬愛園では、自治会の主導権をめぐる本土出身者と沖縄・奄美出身者との間で対立が存在していた。GHQは、入所者間の対立を口実に敬愛園の自治会運動に介入を開始する。当時、国立ハンセン病療養所のみならず、国立結核療養所などにおいても入所者の自治会運動が活発化していた。GHQはそうした運動に共産党の影響を感じ取り、弾圧に乗り出し、敬愛園の自治会もそれに巻き込まれていく。

1948（昭和23）年9月8日、厚生省医務局九州出張所長は、管内の各国立病院・療養所の施設長に対し、8月26日付のGHQ福岡軍政部の勧告について「厚生省の意向も全くこの通り」と付言して通知している。その勧告とは、患者は「本人又は他の患者の療養を妨げる様な組織を作つて団体的行動をしてはならない」「療養の妨げとなる様な会合をしてはならない」というもので、具体的には「病院長及療養所長は所謂患者代表と交渉してみたこと」「特に療養所の患者で患者自治会の名目で政治運動をしてみた如きものがあること」などは「当然消滅させねばならない」などと記されていた。

さらに、10月18日、厚生省医務局九州出張所長は、10月15日付の九州地区軍政部公衆衛生課長による患者自治会に関する勧告を各施設庁に伝えている。この勧告でも「今後は国立病院及び国立療養所に入院治療を受けてゐるものは如何なる名称を用ふるを問はずいやくも本人又は他の患者の治療の妨げになる様な組織を作つて団体的行動又は団体を背景とした個々の行動をしてはならない」と述べられ、このふたつの勧告により、国立病院・国立療養所の患者自治会運動は事実上、禁止されるに等しい状況となった。当然、九州にある星塚敬愛園・菊池恵楓園もこの勧告の対象となる。敬愛園の入所者は共産党とは一線を画す立場ではあったが、自治会内の抗争を軍政部に突け込まれる形で、全国のハンセン病療養所の自治会運動の拠点として弾圧の標的とされたのである。

1949（昭和24）年5月9日、九州出張所長は両園の園長に対し、5月4日付で九州地区軍政部公衆衛生課長ウォーレスより、星塚敬愛園の入所者自治会は「非民主的色彩が濃厚であつて自治会の会合がある場合など温良な患者は昼夜を分たず自己の休養を犠牲にしても出席を強要されている」として、自治会の解散を勧告された旨を伝えている。この時、九州出張所長はウォーレスに対し、ハンセン病療養所においては「環境の特殊性の点に於て自治会の解散は事実上患者の療養生活に支障を来たす」とか「国の予算面より考察しても患者に充分のことをしてやれず自治会に代替する機構^{メカニスム}の切替は凡そ不可能事と思量せらると述べ、自治会解散に消極的な対応をするが、ウォーレスは「自治会の下にでなく又非民主的な組織下に於ける運営によらず真に隣人愛を以つてする相互扶助の精神によつて患者間に於て総べての処理を図ることこそ望ましい」と譲らず、自治会に解散するよう指導することを求めた。この時は、星塚敬愛園の自治会のみが解散対象とされ、菊池恵楓園の自治会については言及されていない。敬愛園自治会の内紛に乗じたGHQの介入とみなすことができる。こうして星塚敬愛園の入所者自治会は解散せざるを得なくなる。

この星塚敬愛園の一件に見られる如く、GHQは療養所の入所者自治会運動の動向に警戒を強めていた。そうである以上、GHQが療養所内の待遇改善、さらには強制隔離政策の廃止など、自治会運

第四 1953年の「らい予防法」

動の要求には消極的であったことは当然である。それは、GHQの「民主化」政策が強固な反共政策を内包するものであったことと一致する。ハンセン病政策もまた、そうしたGHQの「民主化」の枠内にあったのである。

以上、GHQ/PHWの資料、および関連する資料の検討をとおして、ハンセン病に対してGHQは相対的に関心が低く、隔離された状況下でプロミンを投与すればよいと判断したこと、反共の立場から入所者自治会運動への警戒が強く、自治会が要求する待遇改善の声を無視したことの二点より、GHQはハンセン病患者への日本の強制隔離政策を改める意思をもたなかったという結論に達した。

四 補記

ここでは基本的に「ハンセン病」という語句を用いた。ただし、引用した史料において、**leprosy**と書かれてあった場合は「らい病」と、**Hansen's disease**と書かれてあった場合は「ハンセン病」と記した。

本研究の対象となった史料においては、**Hansen's disease**の表記が22箇所、**leprosy**の表記が458箇所であり、この時代(1945-1952)年においては圧倒的に**leprosy**の表記が多かった。また、**Hansen's disease**の表記は22箇所に見られたもののそのほとんどは、**Surgeon General Office**などからPHWに宛てて出された書簡や文書において存在し、PHW作成の書簡や文書にも存在するがそれらはすべてやり取りが行われている他機関に対応した記述となっており、PHW部内文書やPHW発の書簡では**leprosy**という表記となっていた。この表記に関しては、さらなる研究が必要と考えられる。